



始



特 277
963

特277-963
*76W10904 *

楠原

研究所長 楠原祖一郎 自費出版

以印刷代贈寫

少年労働問題の本質とその若干事例について

非賣品

京都 楠原労働政策研究所調査

1471 900

76W10904


少年労働問題の本質とその若干事例について

楠原労働政策研究所長 楠原祖一郎著

目次

- 一、緒言
- 二、少年労働の限界と社会的凝結性
- 三、家族生活の支持者としての少年労働
- 四、我國に於ける少年労働の若干事例
- 五、少年労働と産業教育
- 六、結論

一、緒論

ヴィクトリア王朝時代に於ける多くの英國文學者が取扱つた悲惨な社會事象の一端には、四五歳の幼児が一週二片か三片かの賃銀を受けんがために、貴族の廣大なる莊園に於ける雀追ひに備はれた陰慘なる記述がある。寔に英國救貧法はヘンリー王の晩餐に於ける銀器の中に芽生へたる如く、英國貴族の廣大なる莊園は傷々しき幼児を狩り出して



彼等に仕事を課したのであつた。

かくの如き時代に於ける少年労働はしかし未だ一の運命的なる必然性を帯ぶるものではなかつた。しかし乍ら十八世紀の産業革命は分散的にして、小規模なる手工工業に代はるに集約的にして大規模なる工場工業を以てして以來、機械操作術の漸へざる進歩考案はこの事態を更に深刻化せしめ、成人労働者の機械化からの驅逐は、彼等の代用者として低年齢の臨時的な少年を以てするに至つた。實に近世資本主義の一大事實は未成熟なる少年労働者を工場に集約し、彼等の労働力を一の「物」として消費せる所に存するのである。

今や資本主義國家の普遍的現象として少年労働は吾等の前に日常具現されてゐる。これに對して殆んど何人も無關心なるが如くである。勿論一部の經濟學者の所説の如く彼等の有する労働力も、素より國民經濟の機構の上からは、その一部分を構成するものではあるにしても、不完全なる工場の諸施設内に未成熟なる少年労働者を吸収することは、それ自身彼等の肉體の損傷を意味する結果となり、惹いて又救貧施設の領野に對して重大なるリプレツジョン作用を加ふるに至るものなるが故に、却つて國民經濟の健全なる基礎を破壊し、一國の經濟事態を健全に發達せしむる所以とはならないのである。

現今では少年労働は既に固着せる一の労働組織を爲すものであり、俄にこの事象を拒否する能はざるものである。我國工場法の如きもその最低可能年齢を十二歳と限定し、十二歳以上にして十八歳未満の未成熟労働者の存在を事態止むを得ざるものとしてその存在を認めてゐる。然し乍ら現狀に於てそれはどこまでも完全なる法律上の保護を受けてゐるものとは考へられない。我國工場法は十六歳未満の幼年職工（保護職工）の就役を原則として否認し、但し特例として地方長官の認可を得たるもの限り、舊法（十二歳迄）によつて就役せしむるを得ることになつてゐるが、これは即

ち法律を以てしても十八歳未満の弱年労働者の出現を防止し難きことの一面的事實を物語るものといふべきであらう。

而して少年労働問題の重要視せらるゝ所以は、成人労働者の労働分野への量的に可成り大なる壓縮を與へつゝあることによつて然るのみならず、それが適當に社會生活を営み得べき一員としての豫備的訓練を、その労働就役によつて機會を亡失しつゝあることに於て、より大なる性質を有するのである。従つて少年労働問題は一の經濟的考察對象たると同時に、他面人道主義的考察對象たる一面を持つものである。

而して經濟的考察對象としての少年労働は、それ自身一の窮貧政策の原因を爲すものであり、社會的經濟關係の平衡性が、それ自身の質と量に於て大なる不平衡を爲すものであることは明白である。何となれば使用者側に於ける低勞銀政策は、勢ひ高勞銀なる成人労働者の頭數を減少せしむるの必然的相關點を現出し、少年労働者の頭數に應じて成人労働者の労働市場よりの隔離（それは失業を意味する）乃至は労働條件の低下（それは餘々に失業線への逼迫を意味する）を結果する。従つて彼等の一定の生計標準即ちニアリング等に於ける最低生計標準の低下が、直ちに餓死線への切迫を意味する——のデプレッションとなり、從來一家の戸主のみが労働してその生計を支持し得たりしものが、労働條件の低下によつて直ちにその標準に齟齬を來せし結果、家族中労働に堪へ得るものが、更に労働市場へ進出することによつてその缺を補足するの餘儀なきに至ること、それは少年労働といふ事象の出現以來の常道であつて、その關係が即ち因果的事態を示してゐるのである。

更に人道主義的考察對象としての少年労働は、種々なる事態を抱有してゐること、幾多の論議によつて明白である。若し社會生活に於ける經濟的平衡性が、一定點に持續されてゐるとすれば、恐らく労働階級に於ける生計標準の

如きにも、重大なるヴァリエーションが結果せざる筈であり、従つて少年労働の如きも現出の餘地なき譯であるが、現實の社會的經濟關係は、常に重大なる變化を續けつゝあるが故に、經濟的平衡性の如きも全く一の空想的意義以外の何ものでもなく、經濟的不平衡性が、こゝに於て決定的運命的に作用するに至る。かくて労働少年の出現は不可避免となり、一定の教養を受け得ざることをために將來社會への一員としての「Rehabilitation」(公民權を與へること)に對して、完全なる一人格としての資格に缺くる所あるに至るのである。従つて社會は彼等に對して一定の人格者としての要件を具備せしむるまでに引上げるべき努力を拂はなければならぬ。これ社會の全一的責任である。彼等を一個の訓練ある良民たらしむることは彼を救済施設の對象たらしめざる一の公共的努力であつて、その綜合的活動を以て吾等はこれを人道主義的なる一考察對象と見るのである。

二、少年労働の限界と社會的凝結性

少年労働の限界を明確ならしむることは、本問題の考察に當つて重要な意義を持つものである。今合衆國に於て施行せられたる最近の國勢調査によると、その結果は左表の如くである。

調査年度	男子労働者	女子労働者	合計
一九〇〇年	三、三六六、二四	三、二七三、三六	六、六四九、六〇
一九一〇年	四、八三三、四七	四、七〇、八三	九、五三四、三〇
一九二〇年	五、四四、三八	五、三六四、二七	一〇、八〇八、六五

備考 右の統計は一九〇〇年から一九二〇年に至る三回のセンサスに於ける労働者統計を示せるものであつて、この統計より十歳以上十五歳未満の少年労働者のパーセンテージを求めてあるのである。

而して右の一般労働者統計から十歳乃至十五歳未満の少年労働者を抽出すると、それは次の如き結果となつてをり、その数は男女共決定的に増加の傾向を示してゐるのを見るであらう。

調査年度	男 兒		女 兒		合計
	男兒労働者	女兒労働者	男 兒	女 兒	
一九〇〇年	三、三三、一六	八三、一七	二四・四%	九・〇%	一六・八%
一九一〇年	一、三六、四二	四八、五七	二六・一%	一〇・二%	一八・二%
一九二〇年	一、三三、三九	三七、一六	二四・八%	一一・九%	一八・四%

而して右の割合は左の如くである。

今一九一〇生に於ける國勢調査局の報告によると、十歳から十三歳までの男兒労働者の比率は、一六・六%となつてをり、同時に同年齡の女兒労働者のそれは八・〇%を示してゐる。更に十四歳から十五歳未満のものゝ割合を見るに、男兒に於て四一・四%、女兒に於て一九・八%を示してをり、十六歳以上二十歳未満のものゝそれは、男兒に於て七九・二%、女兒に於て三九・三%を示してゐる。彼等は全く例外なく一定時間の労働を強制せられ、地方にありては甚だしき過剰労働に虐げられつゝあるのである。現今にありては素より如何なるものと雖も此の蓋然性に包括されてゐるのであつて、その結果として國勢調査も亦かくの如きプロバビリティーを示してゐるのである。刑法學者パーメリーも言つてゐる様に「吾々は常に與へられた環境を観察し、如何にして多くの少年労働問題を認識すべきかを深考する所がなければならぬ。即ち十歳から十五歳までの少年労働者が二百萬人前後にも達し、而かもその傾向が益々

顯著ならむとするによつて特に意義づけられる」のである。

而して今これ等の少年労働に關する職業的分野について見るに、合衆國に於ける第十二回國勢調査によれば、農業に従事せるもの、數は六〇%近く、家内又は個人的業務に従事するもの及び工場並に機械的業務に従事するもの、兩者は、何れも一六%となつてゐる。而して商業又は運輸業に従事せるものは七%よりも少く、更に専門的職業に従事せるものに於ては、六百人中一人といふ割合よりも低い状態である。合衆國に於ても一九〇〇年以來少年労働に關する保護立法の制定について大なる努力が続けられてゐるが、それによつて無論少年労働の割合に大なる變化のあつた事は事實である。而してこの立法は廣く農業又は家内工業に従事せるものを對象として制定せられたものであつて、その理由は全少年労働者中比較的これらの職業に従事せるもの、數が多いからであつて、この結果兩餘のものに對しては多少保留されてゐた傾きがあつた。しかし乍ら一般に少年労働の増加は將に來るべき必然の問題であつた。

而して工場労働に於ける少年労働者に關する若干の資料中、一九二〇年の調査は最も適切なるものである。即ち同年の調査は米國少年労働に關する保護立法に對して、比較的効果ある資料となつたものである。今この調査によれば一九一九年に於ける工場諸工業従事者中、十六歳以下のもの、數は、一八九九年に於けるそれよりも一千人以上も増加してゐない。その全體の比率は三・四%（一八九九年）から二・四%（一九〇九年）に比してむしろ減少してゐる。にもかかわらず工業別分類によれば、少年労働はその十ヶ年間に著しく増加し、ブレヴェイルされてゐるが、今この兩者の比較を示せば次表の如くである。

工業別分類	十六歳以下の少年労働者の割合		工業別分類	十六歳以下の少年労働者の割合	
	一九一〇年	一九二〇年		一九一〇年	一九二〇年
總計	三・四%	二・四%	綿糸及棉花	一三・三	一〇・四

メリヤス	一〇・五	八・一	毛織及フェルト	七・二	五・七
絹製品	一〇・〇	八・〇	靴	三・一	四・一
肉類貯蔵	四・四	七・〇	箱及製紙	六・二	七・一
製菓	五・四	六・〇			

この統計によつて見るに、少年労働者の割合は棉花、綿糸、莫大小、絹製品工業の如く、少年を多く使用し得るものにて著しく減少してをり、その實數について見るに全綿糸工場に使用せられてゐるもの、中、四萬人以上の減少となつてゐる。更に肉類貯蔵工業について見るに、同工業に於ては少年労働者は著しく増加してゐる。——この工業に於ける如上の事實は、州當局が保護立法の完成に對して懈怠であつたことが重要な原因となつてゐる——尙同工業には又多くの婦人労働者が使用されてゐるが、その率も又甚だしく増加してゐる。更に又少年労働者中その數の増加の明らかなるは、製菓紙箱及製靴に屬する諸工業であるが、併しながら此等の工業は、何れも少年労働に適當なるものとして一般に承認されてゐる所のものであり、且つ又婦人労働者に對しても、その領野が賦たれてゐることに注目しなければならぬであらう。今國勢調査當局に於て登録せられた六十一工業の中で、二十二工業が、一九二〇年に於ては一九一〇年よりも少年労働者を多く使用してゐることになつてゐる。然し乍らこれ等の工業の中で重要工業に屬するものは極めて少數であつて、大多數のものにありてはむしろ減退してゐる。而して保護立法の具體化がそれに對して有力なる原因となつてゐること勿論である。

今これらの工場工業に於ける少年労働の減少が、地理的に如何なる變化を示せるかについて、その事情を一瞥することは甚だ興味ある仕事である。ニュー・イングランド州に於ける事實について見るに、大體に於てその數に移動はないが、州内の地域的事情に於てはその數は減退を示してゐるものが多い。北西部中央諸州に於てはその數が最も少

ないが、南部——南大西洋岸の諸州にありては他の地方に比較して二倍以上であるが如く——諸州は一般に少年労働の数は甚だ高率を示してゐる。更にノース・キャロリナのは一・三%、ソース・キャロリナは一・九%となつてゐるが、その最高の場合を見るも一六%以下である。オレゴン及モンタナの兩州は〇・三%であつて、代表的に少年労働の比率が少ない。それにもかゝらず南部の二州は少年労働の減退を企むべく進歩せる保護立法を制定してゐるのである。ペンシルヴァニア州にありては他の諸州よりも、少年労働者を使用せる工場多く、その数は二萬九千〇二人に達してゐる。而してマサチューセツト及ノース・キャロリナはこれに次で多いが、ニューヨーク州にありてはその数が八千人以下となつてゐる。今ニューヨーク州工場調査委員会の言ふ所によれば、同州内各工場に於ける十四歳以上十六歳未満の労働少年の数は一萬四千人近くも使用せられてゐると。

更にこれらの諸地方に於ける労働少年の職業別に從事せる諸事情について見るに、若干の州にありては少年を使用するについて大なる制限事項を設けてゐるが、これらの州にありては勿論これまで不熟練なる労働組織について、多くの少年が悩まされて來たのであつた。即ち此の工業状態を見るにその組織は大體次の如きものである。

合衆國に於ける綿糸棉花工業は、多くはニュー・イングランド、キャロリナ及ジョージア等の諸州に於て營まれてゐるが、同時に硝子工業は特にペンシルヴァニア、ニュー・ジャージー及ウエスト・ヴァージニア等の諸州に盛んである。キャンデー工場は全合衆國を通じて盛んであるが、特にマサチューセツツ及ニュー・ヨーク等に多く、絹製品工場は主としてニュー・ジャージー、ペンシルヴァニア等に集中されてゐる。ペンシルヴァニアは又毛織品及石炭産出地として著聞せられてゐる。製靴工業はマサチューセツツ及ミッソリー等に盛行し、肉類貯蔵工場は少くとも十五州に亘つて行はれてゐる。かくの如き地方的に盛衰のある工業状態は、合衆國を通じて獨特にして且つ進歩せる保護立法の

運用に對して甚だしき障礙となつてゐるのである。

前述せし如く合衆國に於ては、全少年労働者の大部分のものは農家から要求せられて居る。由來農業の如き野外労働にありては少年に對する弊害も少なく、又肉體的缺陷の如きもそこからは生れない。亦彼等の五分の四前後のものは農家の子弟であつて、彼等は單純に兩親の業務を手助してゐるに過ぎない。この労働状態にありては誰れでも肉體上の利害について常に或る安心を興へられてゐるものである。農業労働の基本的條件は決して弊害あるものではない。若し彼等に對する強制教育が實施せらるゝならば、學校に於ける教課時間と、職業季節について適當に考究されなければならぬ必要がある。

家内又は個人商店等に使用せられつゝある少年労働者こそ、少年労働問題に對して眞實の意義を供給するものである。而してかくの如き職業集團に屬する少年は、大抵ニグロか又は外國移民の子弟に於て占められて居り、此の關係からして使用人及被傭人共その關係は個人的に結ばれてゐると云ふよりも、むしろ事務的となつて居る。けれども本來は合衆國本國人の子弟が傭はれることになつて居る。これらのものゝ半分以上は、婢僕及び給仕人として從事して居り、誰れにでも出来る簡單なる勞務に服してゐるのである。

商業及運輸事業に從事せる労働少年は、數の上から見ても甚だ目立ち易い。商店に勤務せるものゝ多くは、何れも單純なる業務に從事するのであつて、例へば包装、金錢の出納、貨物の發送等の如き仕事に携はるものがその大部分を占めて居る。又此の種の労働少年の中には新聞賣子、使丁、靴磨、ゴム及花束等の街路商業に從事するものも含まれてゐる。これらの中でも最も重要な部位を占めて居るのは、新聞販賣人及新聞配達人等であるが、彼等は毎日街路でその日その日の新聞販賣に從事して居る。彼等の員數について正確なる統計が殆んど存在してゐないが、今大都市に於

ける彼等の員数を概数ではあるがこれを掲記すると、ニューヨーク市だけでも五千人の少年が居る。同じくボストン、シカゴおよびヒラデルフィアでは各三千人前後を示し、その他の大都市に於ても少くとも一千五百人以上の新開販賣人が居ると推定されて居る。これらの職業に従事する少年に對しては、殆んど何等の制限規定も設けられてゐないのであつて、彼等の中條件さへ許せば、何人と雖もその日から働き得る仕事として認められてゐるのである。然かも彼等の大抵は年齢に於ても極めて低く、九歳乃至十歳位のもが主となつて居るのである。従つて彼等の職業の轉換は極めて早く、三年前後も同一職業に従事するものもあるが、大抵は新種の業務に轉換して行くものが多い。

此の問題を考究するに當つて統計を通じて観ると云ふことは不適當ではあるが、彼の使丁の如きもあまり年齢が低ければ、仕事そのものに依頼者がないために、十六歳以上の少年が従つて此の職業に入りこみ易くなることも争はれない。此種の職業集團に屬するものは、その業態關係からして定期的な仕事に従事することは極めて不適當である。従つてそれだけ缺陷に遭遇する危険が多い譯であるから、かくの如き不規則業務に従ふ少年に對しては、他に適當なる業務へ轉換すべく導かなければならぬこと勿論である。最近に於ける労働少年の保護立法は、街路に於ける或る種の労働に對してはこれを法規によつて制限することを定めて居るのを見るのも此の理由に基づくものである。

又極めて少数ではあるが、少年の中で専門的な仕事に雇はれてゐるものがある。その多くのものは歌舞、活動寫眞館乃至劇場等に従事して居るが、その環境は勿論特殊なものであるから彼等の労働には至極不適當なるは言ふまでもない。然かも彼等に對する適當な保護手段が別段に講ぜられてゐない。そのみでなく彼等は殆んど教育の機会から隔離されて居り、甚だしきは十六歳以下の少年が、教育上至大の關係を有する所の職業に携はつてゐることがあるのである。

礦山労働にありては十四歳以下の少年を使用することを絶対に禁止して居るが、そのために十四歳乃至十六歳までの少年の数は、同種の労働部門から段々減少して居るが、従つて又それだけこれらの少年は上記の労働部門に走ることを否認し得ないのである。

更に吾々の考察を加へなければならぬ問題は、各種の産業部門に於て、法規上の制限によつて労働し得ない少年が、何れも家庭的な労働に備はれて行くと云ふ事實である。その結果が彼の陰惨なる絞血労働となつて表れてゐるのである。今これらの仕事の主なるものを見るに、大抵のものは工場用衣服類、婦人少兒の下衣、メリヤス、人形、衣類、造花、シーツ、カフス及カラー、皮革製品、紙箱、プラスチック製品、刺繡及其他一般手工労働に従事して居る。而して家内工業の大部分は、大都市の長屋で營まれて居り、少年や婦人によつて廣く行はれて居るのである。勿論學齡兒童は學校の課業時間中はそれを行ふことは出来ないが、朝夕はそれを手助けして居る。そのために學齡前の兒童でさへも終日その手助けが要る有様であつて、彼等の家庭では一家共揃ひにて晩までそれに従事して居るのである。聯邦政府に於て調査せられた少年労働の現狀は、實に悲惨なる事實を物語つて居るが、五歳前後の少年が男子の衣服裁縫に従事してゐることが、ニューヨーク州の官吏によつて發見されたことを記載してゐる。而してこれらの仕事に従事しつゝあるものゝ國籍別について見るに、ポヘミアン、伊太利及ロシア系のユダヤ人等がその主なるものとなつてゐる。

或る州に於ては彼等がその家庭内で製品に従事するに當つて免許を受くることを必要としてゐるが、然かし乍らこれまでかくの如き免許法が、完全に適用された事が殆んどなかつた。そのみでなく一般に家庭工業を免許制にすることの不可能なることが認められたのであつた。勿論同制度は陰惨なる下積労働から少年や婦人を解放すると共に、

その防止を目的とするものであつたが、それを運用するには重大なる困難が伴ひ、實際に兩親の仕事を一時的に手助けする程度のものにまで、これを少年労働として防止せんとするは不可能に近いことであつた。而かも紐育市では一万人以上に對して此の免許制度を適用したが、他の若干の大都市に於ては、それでも過激なる労働が全然根絶を見るに至らなかつた。

現今少年労働問題の考察對象として、その質量の上から見るも農業労働者を除外することは出来ない。更に又一九〇〇年から一九二〇年に至る二十年間に、諸工場に於ける少年労働の割合は著るしく増加してゐるが、これは又本問題に對して重大なる悩みとなつてゐることは争はれない。且つ又少年に對して、家内工業に必要とするがための試験を課することは出来ない。彼等に對するかゝる訓練は勿論特殊の手段によつて徐々に爲さるゝことが必要でなければならぬ。それに又一九〇〇年の末には商業又は交通労働に従來する少年の数が著るしく増加したが、これ等に對する嚴重なる立法が制定されて以來、この種の職業に含まれてゐる少年労働者の数は徐々に減退を示すに至つた。少年労働の数が文明の進歩と共に當然減退すべきものであるが、事實上決して減退しない所以は、全く彼等に對する保護立法が缺如してゐたからであつて、本問題の限界を論ずるに當つてこの保護立法の關係を一瞥することも亦その一面的意義を明白ならしむるものである。

次に本問題の範圍を明らかにしむるために必要とする論點は、彼等の年齢關係を知ることである。今この事情について見るに、一九〇〇年には全労働少年の六二%は十四歳以上のものであつて、彼等の年齢は比年高めらるゝ傾向があつた。然るに農業に従事する労働少年の年齢は大部分十四歳以下であつて、彼等の身體上の保全策よりしてその状態を重大視せらるゝに至つた。けれども彼等よりも尙重大なる危険のあるものに十四歳以下の工場、鑛山、交通運輸

及び家内工業に従事するものがある。而して合衆國では十四歳以下の少年を使用してゐるものは、現在南部地方に多く、それは肉類貯藏工場に働くものが多數を占めてゐる關係上、年齢制限に對する一定の標準がなかつたからである。更に綿絲工場では十歳以下の少年が使用されることも珍らしいことではなく、比較的家内労働に従事するものに十四歳以下の労働少年が多數を占めてゐる様である。

一九二二年に於ける紐育州工場調査委員會の類別によると、同州内の肉類貯藏所に働いてゐる一千二百五十九人の労働少年の中で、百四十一人は十歳以下であり、五百〇二人が十二歳以下の労働少年となつてゐる。同委員會ではかくの如き低年齢のものを調査の對象より除外したのであるが、事實上彼等は夜間に至るまで労働を課せられてゐるのである。又或る肉類貯藏工場に於ては、午前五時半から年齢不明の少年を慮使してゐるものもある等、實に人道的に見て堪へ難き絞血労働が続けられてゐるのである。

家内工業に於ては最も多數の幼年がそれに使用されてゐるのを見るであらう。近年各州に於ける保護立法が完成せらるゝまで、街路商業に従事する少年の中で、十歳乃至十二歳未満のものが最も多數を占めてゐた。例へばミソリ州では保護立法の制定前にはセント・ルイスに於けるニュース・ボーイの七分の一は、十歳以下の幼年であつて、その他の労働少年の二分の一は十一歳乃至十二歳までのものであつた。

右聯邦政府の七州に於ける選擇調査によれば、労働少年の平均年齢は十二歳四ヶ月から十四歳四ヶ月となつてゐる。これは南部諸州の調査であるが、ペンシルヴァニアの或る都市に於ては、十四歳以下の労働少年が禁止されてゐるにも不拘、その平均年齢は十三歳五ヶ月となつてゐた。けれども大都市に於てはこの傾向が稍高められてゐる。紐育市に於ける職業補導局の調査では、その調査に選ばれた少年の年齢は平均十四歳五ヶ月となつてゐる。又シカゴ市

に於ける調査によるも同様の状態を示してゐるのである。而して如上の調査は代表的な都市に於ける蓋然的傾向を示してゐるものであるが、首都に於ける状態も大體に於てこれと異なるものではない。合衆國を通じて労働少年の保護立法は、最近著しく進歩してゐるが、然しながら一面彼等を集約的に必要とする諸工場の發達も亦著しきものがあるために、全體として労働少年の頭数は減退を示してゐないと言へるのである。

然らば何故に現今の社會はかくの如き少年労働を必要とするか。吾々は更に這般の論點について瞥見する所がなければならぬ。勿論本論の冒頭にも一言せし如く、少年の労働は資本主義社會に於ける一の特徴であつて、現在の貧困階級にありては、少年は一の家財でもあり、彼の身體は一家の生計標準のための必要な物資でもあるが故に、彼等の工場労働は當然の姿であり、敢へて怪しむに足らざる所のものである。こゝに於て少年労働の社會的凝結性が問題となるのである。

少年労働問題の社會的凝結性は前言の如く、近代産業制度に於ける一所産と見るべきであり、婦人と少年は此の中に要約せられてゐるのである。而して今彼等を必要とするに至れる課程を見るに、第一に機械の改良せられたること、第二に労働の細分によつて各作業の困難性が分散せられたること、第三に婦人及少年が比較的に低額なる勞賃に堪へ得ること等がその主要なる原因と解せられ得る。少年は多くの場合に於て、彼等の能力に應じたる機械作業には服し得る能力を具へてゐるものである。かくて成人労働者は彼等の労働部門を壓迫せられ、その地位から放免せらるゝに至る。而もかくの如き機械作業の發達によつて各労働者間に於ける熟練といふものが不必要になる傾向が特に著しい。而して少年労働を増加せしむる主要なる理由は低い勞賃によつて成人労働者に代用し得ること、その所得が成人労働者よりも弾力性に富んでゐること等であるが、そのために或る種の工場に於ては成人労働者に代つて十四五

歳の少年が採用されてゐるが、成人労働者に支拂はれてゐる賃銀の如きも彼等に比較して左程高いものではない。

而してかくの如き工場に於ては何れも數人の少年少女に労働課程を分配することを以て原則としてゐるが、この作業行程に最も相應しい綿糸工場に於ては最も廣く少年少女を使用してゐる。例へば脱毛工、絲卷工及巻取工の如きは何れも少年労働によつて充分使用の目的を達し得るが如くである。實際に於て綿糸工場の發達は成年期に近き少年少女の大部分を吸収してゐる。硝子工場に使用してゐるものも同じ理由に基づくものであり、その他の業態について見ても、少年労働者を使用し得る限り、成年労働者に代つて彼等を使用してゐる所が多い。或る特殊なる職業にありては、部分的に完全に他の一般労働課程から分離されてゐるが、しかしその課程が單純化される場合には、短時間に利益を擧げ得るがために少年の労働が必要せらるゝのである。衣類の製造に於ても同じ理由によつて、やはり少年が歡迎せられる。又造花の如き稍熟練を要する工場にありても少年が多く使用されてゐる如く、大抵の工場に於ては多少熟練を要する場合でも、先づ彼等の労働をそれに條件づけしむる様訓練することに努力して居る。又現に機械の進歩せる工場では、或る部分を除いて大抵は少年労働によつて代用し得るものであつて、全然少年労働を必要とせざる工場は殆んど無いと言つてもよいのである。

即ち上述の如く近代の産業制度のもとにありては、短時間により多くの利益を得むがために、少年の有する先天的特質によつて、かゝる事情が益々助長せらるべき傾向を有してゐるのである。一部の人道主義者や衛生學者が、次代の社會を支持するものをより、優良ならしめんがために、少年労働を除去せんことを主張する。勿論吾々に於てもかゝる觀點を以て本問題を講ずるものであるが、然し乍ら近代社會の經濟的動向——それを動かしてゐるものが所謂資本主義である——が人道主義や國民保健の向上とは無關係に、只だ自己の營利性の満足にのみ進まむとするが故に、恐

らく今日の少年労働は何れの邦家と雖もこれを完全に廢棄することが不可能であらう。即ちこれを條件づけてゐるものは少年労働の社會的凝結性が作用してゐるからであつて、吾々に於ては先づ此の論點に於て本問題を瞥見すべく約束づけられるものである。

三、家族生活の支持者としての少年労働

少年の労働が如何なる範圍を以て營まれつゝありや、彼等は如何なる状態を以て、その労働に従事しつゝありや等に關する限界的考察は前項に於て詳論した。而して此の考察に於て少年労働の凝結性は社會的必然に基づくものであり、かゝる必然性は近代産業課程に於ける資本主義の一課程なることを詳論した。

正しく少年労働は此の意味に於て家族生活の支持者としての使命を持つものである、彼は彼の家族の一扶養義務者の範圍に屬するものである。而して彼等の如上の地位に於ける福利乃至一般社會生活の諸問題を適當に解決し、彼等の受くる労働賃銀の如きもこれを適當なるものたらしめんがために、現代に至るまで多くの社會改良家乃至人道主義者によつて種々の努力が續けられて來た。彼等のあるものゝ場合について見るも、その生計標準は普通の妻よりも遠く、又彼の當然の人格の發展のためにも、それは決して充分なるものではなかつた。大多數のものゝ生活は、彼の受くる労働賃銀によつて、その平衡なる標準を維持し得なかつた。そして又その結婚生活の如きも決して合理的條件を獲得することが不可能であつた。

かくして常に彼等はその家庭生活の正當にして合理的なる向上の必要に迫られてゐるのである。實に生存上第一に個人的生活に必要なべき食糧、衣服、住居は彼等の間には極めて薄く、かゝるものは何れも彼等には第二次的のものに過ぎなかつた。合理的にして能率的なる生活のために必要且つ満足なる地位の要求、道德力乃至道德的安全等も斯くの如き家族の人々には外觀上は不可能であつた。而して彼等の普通一般の生活の達成のためにも、彼等は凡べて一家の力を合せて、一定の労働に従はなければならぬのである。

元來家庭生活の支持の責任は、當然に家長又は父にあるのであつて、母又は婦人や少年にあるものではない。然し乍ら家長や父の労働所得では、その一家を充分養ひ得ないがために、婦人や少年は自身を支持するの必要からして、家長と共に働くべく義務づけられてゐるのである。若し彼等がその義務として働くべき手段がないならば、彼は正當に結婚することが出來ないであらう。更に亦大部分の人々に對する正當なる生活の第一歩として、結婚は重要な意義を持つものであるが、そのために一家の支持者は、常に一家の必要とする生活資料の準備を怠つてはならない。彼の相當なる生活は、家庭の生計によつて意義づけられる。此の結果は人類の發達する正當なる時期に於て、出來得る限り彼等の福利を伸張せしめなければならぬ。而して賃銀所得者の個々の場合に於て、此の福利は賃銀の形に於てのみ實現せらるゝものである。併し乍ら凡べての労働者には、完全に此の形が與へられてゐない。一家を扶養すべき義務ある成人労働者ですら、此の原則が殆んど容れられてゐない。今若しかくの如き労働報酬が、彼等の一定標準の生活を支持するに足りないとするれば、如上の原則が犯されるものと見なければならぬ。而して彼等の労働所得が増大すれば、社會的に彼等の生活水準が、平衡を維持することを得るであらう。各家族間に於ける生活資料の必要量の差異は、將に彼等の人格的必要の差異によつて決定せらるゝものであつて、これを満足せしむることが、彼等の正當なる生活の支持のために必要となるのである。全く婦人及少年が現今多くの工場に労働しつゝあるは、此の一定の平衡性を有する生活水準の支持のために爲さるゝものであり、本來の使命たる家計の處理にのみ没頭すべき彼等の地

位は、現今労働階級の家庭に於ては許され難い事情となつてゐるのである。現在の工場工業に於ては、婦人や少年が何れも規則しく完全に終日工場労働に服し、一定の報酬を獲得して自己の生活に相應しき家庭を営むべく家長を補うてゐるのである。

社會生活の複雑さから經濟生活が益々窮迫し、家長の労働賃銀のみにては一家の社會的地位の改善を期し難きにより、息むなく法規上制限せられたるものを除き、少年が家計の一補助者として、労働報酬を得ることに努力するのであつて、彼等は全く一のアセットとして遇せられてゐるのである。

然らば彼等は今どの程度の労働所得を得つゝあるか、家計の補助者としての少年労働は、如何なる程度にその必要に應じつゝあるか、先づその點に就て推論をこゝろみたい。即ち少年労働を論究するに當つて此の關係を知ることが最も重要であるからである。

少年労働者の賃銀を判定せんとするに當つて吾々は三個の重要な問題を解釋しなければならぬ。教育の程度に對する賃銀の關係、年齢と賃銀の關係、及び昇給に對する時期の關係即ちこれである。今セントルイスに於ける七百七十人の少年労働者について調査せられたものによると、五年、六年、七年及八年の學童等は、賃銀指數の上から凡そ同様な状態に置かれて居る。その他の大都市に於ける事情について見るも大體同様なることが確かめられて居る。事實上小學校の最上級のものと雖もその賃銀所得能力が、それ以下のものに比して増加するものとは考へられてゐない。殊に誰れも同一の手工乃至機械作業の補助者として働くのであるから、實質的にそれ程能力上の差異が認められないのが普通である。この問題については、彼等少年の學校教育に對する両親の冷淡も考へなければならぬ。教育の如何は彼等が十六歳以上となり、その能力の社會的適應性が段々と擴大される時代になつて、その効果が諒解せらるゝものである。智的能力はその關係の如何によつて基礎づけらるゝものである。

年齢と云ふものは由來その先天的地位を保證するものではなく、同一の工程にありては成熟期に近き少年も、それまでに至らざる幼少年も、殆んど同一賃銀によつて働いてゐるのである。年齢が稍差異を表はすと見られてゐるものに、その體力の如何によつて、労働行程に變化のある場合のみであると見られてゐることである。只だかゝる場合に於ては、多少年齢の如何によつて賃銀の高低が存することは考へ得る所である。しかし大體に於て十四歳の少年は十六歳位の少年と、殆んど同一の労働能力を有するものであつて、十四歳以上を以て最低制限年齢とされる所以もこゝから出發するものである。

年齢とその階級は、少年の労働に對する機會を決定するに當つて、最も重要な條件となるものである。今少年労働の制限されて居る條件の内の最も重要なものは、苛酷なる労働の機會と、低廉なる賃銀との好ましからぬ地位から、彼等を解放するにある。工場や商店に働く少女の大部分は、何れも初任給としては一週間に三弗から四弗を受け、少年にありてはそれが三・五弗から四・五弗となつて居る。而して一、二年の間に僅かの昇給があるだけである。

又大部分のニュース・ボーイの受けつゝある賃銀は、一日について二十五仙か三十仙内外となつて居る。即ち週給にして二弗内外である。しかし週間新聞の場合にありては此の割合が稍日刊新聞よりも有利となつて居る。彼等の労働時間は日々平均三時間以上を出づることはない。又或る臨時的の刊行物にありては一週十弗前後の高給を受けることもある。

家内労働者にありてはスピードと有利なる賃銀とが要求せられて居るが、しかし彼等が支拂はれて居る賃銀の割合

は、一般に工場に於けるそれよりも低率のものである。少年労働も家内工業にありては無論その割合は劣等であつて、大抵のものは哀れな程少額なる賃金をしか受けてゐない。即ち或る少年労働者の如き、日に四時間乃至七時間働いて受くる賃金は二十仙よりも高くない。而して少年労働の大多数は、この範囲を出づるものではないと。勿論少年労働に對しては大抵の國々に於けるその賃金は、あまりこの標準を出づるものではない。「高き賃銀、高き能率」は近代産業制度に於ける一のスローガンであるが、實際に就て少年労働の場合は、何れもこのスローガンを無視して居るのであつて、「低き賃銀、のろい能率」となつて居る。而かも彼等は現代の工場労働に於ては成人労働者のアツシストとして使用されてゐると云ふよりも、むしろ或る種の機械的作業のアツシストとなつて居るのであつて、その需要は制限されてゐるにも拘はらず、同じく旺盛である。而してかくの如き劣つた賃銀をも尙一家の生計費への一部分として提供せざるを得ざる状態にあるのである。

四、我國に於ける少年労働の若干事例

我國に於ても少年労働は工場法に依つてその最低年齢を制限せられ、又危険なる作業には少年を就役せしむることを禁止して居るものゝ、彼等の數も又決して少なるものではない。今厚生省労働局の調査せる所によれば、昭和〇年〇月現在に就て、少年職工(改正工場法附則に依り深夜業に従事する十五歳未満の者及女子の業務別)員數を見るに就役工場四百二十二、十五歳未満の男子一千四百四十人並に女子十七萬九千二百八十七人合計十八萬四千二十七人となつてゐる。今これを業態別に分類すれば左表の如くである。

工業別	工場數		十五歳未満の男子		女子		合計
	工場數	工場數	男子	女子	男子	女子	
△染色工業	製糸業	4	974	974			
	紡績業	194	615	24	526	141	
	織絲業	20	53	1	968	202	
	苧綿製造業	1					
	製綿業	1	144	144			
	織物業	139	381	3	1343	515	
	染色整理及加工業	8			636	636	
	粗物及編物業	14			1,295	1,295	
	刺繡業	1			6	6	
	雜業	2	3		120	123	
計		383	1,052	27	776	2,828	
△機械器具工業	機械製造業	1					
	船舶車輛業	1					
	金屬品製造業	1			62	62	
	計	3			62	62	
△化學工業	窯業	2	55				
	紙業	21	27		428	55	
	計	23	82		476	55	
△飲食物工業	醸造業	1					
	製糖業	1					
	煙草業	1					
	製茶業	1					
	精粉及精穀業	1					
	製菓業	1					
	鑛泉業	2					
	計	7					
計		28	85	1	1,081	1,933	
△器業	製革及一般加工業	1					
	發火物工業	1					
	製油業	1					
	製蠟業	1					
	製藥業	1					
	ゴム製造業	1					
	化粧品製造業	1					
	石鹼製造業	1					
	染色及塗料業	1					
	人造肥料業	1					
	雜業	5					
計		28	85	1	1,081	1,933	

滋賀	六四七	四五	七一	廣島	一九四七	二七四	二、二二一
岐阜	一、四一六	四四	一、四六〇	山口	六一五	七九	六九四
長野	一、八一〇	四六	一、八五六	和歌山	一、〇五五	一〇九	一、一六四
宮城	九九〇	三八	一、〇二九	徳島	四八〇	四七	五二七
福島	一、三九九	九八	一、四九七	香川	五二四	六九	五九三
岩手	八三八	六〇	八九八	愛媛	一、一〇八	四五	一、一五三
青森	六八九	三一	七二〇	高知	六二二	三九	六六一
山形	一、〇一五	三二	一、〇四七	福岡	一、七四九	二五七	二、〇〇六
秋田	七八六	七三	八五九	大分	八三二	四〇	八七二
福岡	八三八	二四	八六二	佐賀	五一	一五六	六六七
石川	一、二八三	七一	一、三五四	熊本	一、三二四	六八	一、三九二
富山	一、四五	七二	一、五二三	宮崎	一、三六〇	一〇	一、四七〇
鳥取	四九五	五五	五五〇	鹿児島	八五七	一〇	八六七
島根	六一六	三〇	六四六	沖縄	八一	七	八八
岡山	九〇四	一三六	一、〇四〇	總計	七四、三〇八	六、二八二	八〇、五九〇

(註) 本統計は現状に比して多少相違してゐるが、その正確なる数字を記述することを差控へたい。

即ち上記の数字の示す所によれば、これらの保護職工を最も多数使用する府縣は東京府を最高とし、大阪府これに亞ぎ兵庫、愛知、京都及神奈川等の諸府縣の順位を以てこれに續いてゐる。これ等の諸府縣は何れも六大都市を抱有せる府縣にして、使用工場數の上より見るも他府縣よりも斷然頭角を抜いてゐる譯でもあるから、その集中的に多數なるものも敢へて異とすべきではない。

私は更に徒弟制度について尙若干の紹介を試みなければならぬ。我國に於ける現存の徒弟制度は、工場法施行令

の規定に基づき、地方長官の認可を受けたる規定によつて徒弟を收容するにあるのであるが、如上の規定によつて徒弟を收容せる工場は昭和〇年十月一日現在に於て、全國を通じて僅かに〇〇工場にしてその徒弟數は〇〇〇人に過ぎない。

徒弟制度はその契約の性質より見るも、所謂一般の勞働少年と同一に見るを得ざるものであつて、そは一の手工業乃至は家内工業に於ける一種の契約勞働であつて、所謂親方と職人の關係にあり、近代工場工業に於ては殆んど分業勞働であるから、徒弟制度の如き存在し得ないものであつて、そは所謂封建的なる一種の勞資關係を意味するものである。

即ち英語の "Apprenticeship" が我國の徒弟制度に相當する組織であるが、此の制度にありては所謂親方は獨立の營業主であると共に又自からも一個の職人であり、徒弟は普通三年乃至五年を期限とする契約勞働に服しその間親方に對する助手として一個の職人たり得るまで、親方についてトレーニングを受けるのがその主たる組織である。従つて徒弟は契約期限中は親方より一定の給與を受くること極めて稀れであり、普通には唯だ衣食の給與を受くるに留まり、小額の小使錢を得て満足するの狀態である。而してこの徒弟制度は我國に於ては工場法の施行令に基づき地方長官の認可せる規定によつて收容せる工場數の如き、前述の如く全國を通じて僅かに〇〇工場〇〇〇人に過ぎざるも、所謂個人營業に屬する工場法適用外の大工、左官、鍛冶及裁縫業等の徒弟に至つてはその數はこれを明確に知ることが不可能であるが、その數は決して上記の程度のものでないことだけは斷言し得るであらう。

今厚生省勞働局に就いて調査せる我國の徒弟の狀態は既にその累年減退傾向あるを明記してゐる。

而して各府縣に於ける徒弟收容工場の第一の目的とする所は、その工場獨特の技工を修熟せしめ、以て將來の熟練

工を得んとするにあり、その契約期限の如きも大體に於て三年又は五年を一期と定めてゐる。

本調査に屬するものは何れも三年目以後のものであつて、同年中新たに採用せる徒弟は一人もない點より見れば、徒弟制度の減退傾向も肯定し得る所であらう。

而してこの徒弟給與額は同調査に依れば左の如くである。

工場別	調査人員	最高日給	最低日給	平均日給	工場別	調査人員	最高日給	最低日給	平均日給
機械	五〇	九五	七二	八三	製陶室	六	九六	七八	八八
鍛冶	三	八四	七九	八一	検査係	二	八三	八一	八二
鑄造	七	八八	七六	八三	電気	七	九五	七八	八六
研究室	八	九二	七二	八四	計	九三	九六	七二	八三
修理場	一〇	八三	七二	七九					

本調査統計によつては一般少年労働者に對する給與調が記載されてゐないために、吾々に於てその現状を推定するは不可能であるが、右の徒弟給與額と大體に於て差異を有せざるものと認むべきであらう。以下私は更に我國少年労働者に於ける教育状態について瞥見しなければならぬ。

今我國に於ける少年労働者中國民學校初等科の教科を修了せざる學齡兒童は昭和〇〇年十月一日現在に於て、全國を通じて一千五百〇五名に達してをり、これらに對しては工場法施行令により義務教育課程を修了するに至るまで、公立小學校に通學せしむるか、又は工場内に於て小學校の課程を履修せしむるか、その何れかの方法によるべきことが工場主の義務となつてゐるが、工場施設による未教育兒童の教育は晝間部三十二工場五百二十名、夜間部二十五工場四百五十八名、公立小學校に於て教育を受けつゝあるもの、晝間部五十六工場二百四十名、夜間部百三十七工場二

百五十三名を合計して晝間部九十工場七百六十四名、夜間部百七十六工場七百四十一名、計一千五百〇五名となる。(その他何れの機關にもよらざる方法を以てこの義務を履修しつゝあるもの三十四名を含む)

以上の記述は我國に於ける最近の少年労働に對する基礎的數字の解説をこゝにみたるものにして、少年労働は我國に於て如何なる事情にあるかを知るべく最も適切なる資料となるであらう。但し昨今のそれは右の所述と相當變化のあることを想像せられたい。

五、少年労働と産業教育

今日多くの労働問題研究者は熟練労働者が次第に不熟練労働者にその地位を奪はるゝ實情を説明するに忙しい様である。勿論吾等に於てもその事實はこれを容認せざるを得ない所であるが、さり乍らその問題よりも、尙一段と深刻に研究すべき觀察點は、その労働課程に於ける全人的能率を高めしむべき産業教育の必要についてななければならぬ。

今日種々の意味に於てヴオケーションショナル・ガイダンスが行はれてゐる所以のものもこの點にあるのであつて、それは全く彼自身の社會生活を合理化し、彼の生活環境を改善せんとするにあるのである。されば彼等労働少年の幼稚にして非能率的なる状態を、典型的にトレーニングするは、不熟練労働者によつて熟練労働者がその地位を侵蝕せらるゝの状態を改良する意味に於ても、又重要な意義を有するものである。

殊に最近一部の國民經濟學者によつて提唱せられし所の如く、すべての労働能力人口を以て、一の國民經濟上の資源を構成すると見る立場に於ては、たとひ非能率的なる労働人口と雖も、或る量のアセットたるには相違なきもこれ

を定型的に要約せられたる労働技術として價值づけんがためには、やはり一定の訓練施設を必要とするであらう。産業教育はこの方法乃至技術を修練せしむる所の一の制度である。

今米國に於ける二、三の主要都市に於けるこれらの對策を概観するに、ボストンに於ては一九〇八年初めて不熟練なる労働少年のために職業補導局を開設し、その訓練方針として次の如きものを採用した。

- 一、就業労働少年に對してはその注意力の減退について研究すること
- 一、一生涯の仕事としての準備を以て職業を選択せしむること
- 一、學校と職業との間に於てその協同の計畫を助長すること
- 一、各種の職業の希望と可能性について基本的關係を明確ならしむること
- 一、職業補導事業に於て各種の個性について注意すること
- 一、Bureau of Information の如きを利用すること

而して同市の教育局の努力によつて如上の補導事業が徐々に展開を見るに至つたが、一九一三年には市の行政事務の一端として、職業補導課の開設を見た。而して公立學校の職員中より適任者を選んで、この施設のために相談相手として任命し、この事業の成績を舉げしむるに役立つたのであつた。全く同市に於てはこの種の事業の基礎を開いたのであつて、合衆國に於ける他の諸都市に比して完全に先鞭をつけたものであつた。

而してニューヨーク市も又このために多大の努力を拂つて居るのを見る。即ち同市に於ては職業補導事業のシヨウト・スターデーが教育局で行はれて以後、十六歳以下の未訓練労働少年の就業せる凡ゆる職業について、その基礎を確しかむるために、職業補導局の開設が決定するに至つたのである。そは一の職業紹介所と少くとも同様なる價値を

持つものであつて、就業を希望する少年についてその性能、家庭の事情などを克明に研究し、而して家庭の事情に應ずると共に、彼の性能に近き職業に向つて訓練する譯であるから、産業教育の増進に對して、重要な役割を果すことを得たものである。

而して今産業教育の課程として採用せらるゝプロセスは、種々に分たれてゐるが、先づこれを大別して左の如く示すことを得るであらう。

- 一、産業教育上の豫備的訓練課程
 - a マニユアル・トレーニング。 b プレ・ヴオケーションナル・スクール
- 二、産業教育上の訓練様式
 - a 徒弟學校。 b 補習學校。 c 工業學校。
- 三、職業教育に於ける諸計畫様式
 - a 眞實の労働様式を研究し得る課程として
 - (1) 州立のバート・タイム・スクールを開設し、労働少年のために、職業教育と普通學科とを按配して訓練すること
 - (2) 一週六時間乃至十時間の補習學校を開設すること
 - (3) 十八歳以上の労働少年のために晝間又は夜間の補習學校を開設すること
 - b 未就業労働少年のために、二ヶ年のコースを以て一定の産業課程を研究せしむる課程として
 - (1) 徒弟養成のためのエレメンタリー・スクール

- (2) 十四歳—十六歳までの少年職業學校
- (3) 商業豫備學校
- (4) 家内仕事のための豫備學校
- (5) 冬期の農業學校

これ等の教育施設の個々については、各々の特殊なる目的と使命を有するものであるが、我國でも最近には大都市に於ては、此種の勤勞學校を開設し、身體的にも又技術的にも未完成のものに對して一定の職業訓練を實施し、特に一般小學校に於ても此種のコースを課して居るのを見る。尙此の組織に對して具體的なる論說を必要とするが、私自身既に度々他の機會に於て這個の問題を詳論して居ることでもあるから、本稿に於ては此の程度に止めて置きたいと思ふ。

六、結 論

少年勞働は資本主義制度の下に於ては既に決定的なる一の現象である。それは勿論彼等の體力(勞働力)の社會的消費の必要から當然に發生せる事實でもあるが、それは今日の如き勞働階級に於ける社會生活の一般的客觀的情勢に於ては、彼等一家の生計標準の維持の必要からも發生しつゝある現象である。されば特定の階級が特定の意思に於て爲されつゝあつた過去の事實とは、甚だしくその事情を異にし、今日は全く一の抽象化せられた勞働者階級の一構成員としてその必要に迫らるゝものである限り、何人と雖も年齢の如何を問はず、工場勞働等に就業しなければならぬ約束を持つものである。必要は凡べてを可能ならしむるであらう。四、五歳の幼童が貴族の莊園で鳥追ひに使

役せられた英國ビクトリア王朝の物語りは、蓋しこの必要が可能ならしめた一例であらう。それは所謂ペインフルと云ふ形容詞を超越したものである。彼等は何を求むるか、只だ生活の必要のために一週二、三日のウェージを！とゞそれだけである。全く少年勞働の改善對策の提唱が、初期に於ては一の人道主義的タッチに於て爲されたる所以のものはかゝる事情を説明するものである。

私は本稿の(二)に於て少年勞働の社會的凝結性を論じ、その發生論的意義を明白にし、且つそれは現下の社會的生產關係に於ては、既に定型化せられた所のものであつて、俄かに拒否し得ざるものであることを要論した。そはしかも一般國民經濟學者の間に於ては既に論及せられたる所の問題であつて、社會の經濟的組織が私有財産制の下に要約せられてゐる今日にありては、勞力需給は公權作用の圏外に起つものである。唯だ國家は彼等の最低年齢と義務教育の完了を強制する他は、特定の制限事項に依るにあらざる限り、使用人と勞働者の間に何等特殊の制限を附するものはない。國家として爲すべき範圍は、少年勞働の一般的條件が、人道主義的に見て許容し難き場合に於てのみそれを制壓するに止まる。此の事實の消滅を期し、亦は最低就業可能年齢の引上げ(例へば十八歳説の如き)は、現在の諸國家の社會的條件ではこれを許さないであらう。亦我等も急激なる變改を此の上に加へむことを主張するものではない。本稿達意不到の點は更に他日を期したいと思ふ。

我國における少年勞働問題に關する組織的解説的文献は甚だ少ない。我等は微力乍らこの缺を補整せんがため今後機會ある毎にこれにタッチせんことを期してゐる次第である。(完)

434
180

終

昭和十八年四月十五日印刷
昭和十八年四月二十日發行

發行所
兼編輯人
京都市左京區淨土寺南田町一〇三
代表者 楠原 祖一郎

印刷所
京都市下京區大宮通五條下九
（西京區）渡邊辰治 郎